

1. みんなができることを分かち合い、みんなのまちをつくろう

地域コミュニティの再生に手をつなごう

「自分たちのまち、地域は自分たちの手で」を合い言葉に、みんなが得意とすることを分担し、協力し合い助け合うことがまちづくりの一步です。

■ 地域でのコミュニティづくりに向けて

「コミュニティ」ってどういう意味?と聞かれたら、普通、「地域社会」とか「近隣社会」などと答えればいいのでしょうか。でも、そこにまちがあり、地域社会があり、そして人びとが住んでいるというだけでは、コミュニティとは言わないはずですよ。

コミュニティは、私たちの暮らしの場で、隣近所の人たちがつながり、お互いに支え合う、大切な営みの場です。例えばこんな場面を想像してみてください。『子どもが安心して遊び、学ぶことができ、お年寄り

も不安を持たずに生活でき、普段からあいさつが自然にできて、何かあったらお互いに助け合えるご近所付き合い』の様子を…。

おそらく、こんなまちが、住みよいまちと思うのではないのでしょうか。初めから良き隣人を選んで住むことはできません。お隣同士になったら、お互いに相手を尊重し、共同生活という基盤を大切にしながら暮らしていくことが、コミュニティづくりの第一歩です。

■ NPO・ボランティア等と自治会が協働して地域づくり

阪神淡路大震災や新潟県中越地震の際に、全国から駆けつけたボランティア活動に見られるように、自らの意思で社会貢献活動に参加する人たちが増えるなど、人が人を支え合う新たな活動の取り組みが広がってきています。

NPOやボランティアは、様々な地域の課題解決に向けて、専門性、迅速性、柔軟性を生かし、かつ自発的に活動を行い、その活動の範囲は、子育て、高齢者福祉、青少年の健全育成、環境、まちづくり活動など、多岐にわたっています。

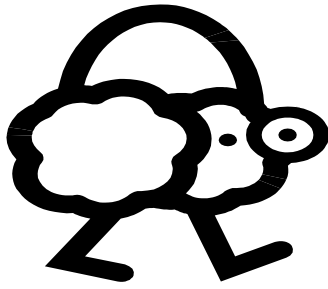
一方、自治会は、そこに住んでいる人たちが「地縁に基づいた関係」を結び、地域内で生じる身近な様々な問題に対応する「住民の自治組織」です。

自治会がデパートとすると、NPOやボ

ランティアは専門店で、「地縁」で結ばれた自治会に対して、ボランティアなどはスポーツや共通の趣味や目的で活動する団体と同じ、「知縁」による団体と区別しています。

今後、地域の課題を解決していくためには、同じ地域の構成員として、NPO・ボランティアと自治会とが協働して、新しい地域社会の形成に向けて、一層の連携と協力が必要となっていきます。





協働から共働へ、そして共同・共生へ

本町は、住み続けるための住みよいまちづくりのために、助け合い、支え合う地域社会を目指して、「個人、自治会、住民団体、企業、行政それぞれの役割を分担し、協働社会の形成を考えております。

協働の分類には、「町民と行政」、「町民と町民」の二種類ありますが、いずれにも自治会は大きな関わりを持っています。町民と行政の協働では、これまで公共サービスは役場の仕事と考えていましたが、指定管理者制度の導入などにより、自治会なども住民に身近な公共サービスを分担して担うことができるようになり、「地域と行政が協力する協働」が進んでいます。

また、町民と町民の協働も、暮らしの中での問題に対応して、子どもを交通事故や犯罪から守り、核家族化による高齢者の不安な暮らしを守り、災害に備えた防災組織の設立など、「みんなが自分のできることを分担して助け合う共働」も全国的に動き始めています。

さらに、地域を基盤とした共同生活は、住民の自治活動により支えられていきますが、今、町会の役割が改めて問われ、その役割の大きさが再認識される中で、「みんなが力を合わせて生きていく共同・共生」の意識も広がりつつあります。



一口メモ

洞爺湖町の自治会は？

町内には 42 の自治会（H23、4 月 1 日現在）があり、最小で 6 世帯の自治会から、最大で 409 世帯の自治会まであります。自治会の平均世帯数は 100 世帯で、加入率は減少傾向にありますが、現在は 82.36% となっています。

1. みんなができることを分かち合い、みんなのまちをつくろう

町内(自治)会って、いつ、どこで、どうしたの？

町内会(自治会)があることは当たり前のように思っていますが、国や戦争、戦後の出来事をおして、町内会(自治会)の誕生から現在までの歴史を振り返って見ましょう。

■日本の町内会(自治会)の歩み

町内会(名称は町会、自治会、地域振興会、常会等様々な呼び方があります。)の起こりについては、大正末期に全国的に整備され始め、昭和15年(1940年)に内務省訓令として「部落会町内会等整備要綱」を発し、都市には町内会、町村には部落会が組織されていきました。

戦争に大きな影響を受けた町内会

戦争の進行とともに、町内会は上部団体として市町村レベルでの連合組織、下部団体としての隣組を組織することで、戦争に国民を総動員するための組織の性格を強めていきました。

昭和17年(1942年)には、大政翼賛会の下部組織としても位置づけられ、町内会は国民を経済的、政治的、思想的に統制されるなど、戦争の大きな影響を受けました。

戦後一度は解散させられた町内会

終戦後、占領軍は昭和22年(1947年)5月3日にポツダム政令を発し、厳しい罰則を設けて町内会を一度は解散させましたが、解散後3か月以内には8割近くの町内会が、名目だけを変えて再建され、占領の終了による政令失効時(昭和27年10月)には、ほとんどの地域で町内会は存在するまでになりました。ただし、戦前の町内会をベースに復活した型と都市部において戦前の伝統性を克服して行政から独立し自治組織となった型の自治会があります。洞爺湖町では、この自治組織としての自治会が設立されていますが、現在では

全国的に自治会＝町内会と同意語です。

任意団体から地域の担い手の団体へ

昭和34年(1959年)に発生した伊勢湾台風を契機に成立した災害対策基本法

では、地域コミュニティにおける住民同士の防災活動が重視されることになりました。同法では地域

住民らによる自主防災組織の設置に関する規定が設けられ、これは主に町内会を母体に設置することを想定していました。



町内会は単なる任意団体としてではなく、地域の担い手としての重要な役割を果たしていくことになっていきました。

高度経済成長がもたらした 町内会(自治会)を超える問題が山積

昭和30年代の中盤に入り、日本の経済は急速に成長し、高度経済成長期を迎えて都市化の波が急速に広がっていきました。地域での連帯意識の希薄化や核家族化の進行等で、家族制度を基盤としたこれまでの地域共同体が大きく揺らいでいくことになりました。また一方で、新たな地域課題が発生し、様々な地域要求を掲げて実現を迫る住民運動が高まるなど、生活圏の拡大により、伝統的な町内会の範囲を超えた問題も山積していきました。このような中で、地域における住民組織の再編が迫られたことから、これらへの政策的対応として、コミュニティづくりが起こりました。

■日本の町内会(自治会)の歩み

昭和44年(1969年)に、国民生活審議会が『コミュニティ/生活の場における人間性の回復』という中間報告を提出し、伝統的な町内会に代わる新たな住民組織として、市民の自主性と責任を自覚し、共通目標のもとに相互に信頼感のある「人々の心のつながりによって維持される自主的集団」、いわゆるコミュニティを創設していくことが提案されました。

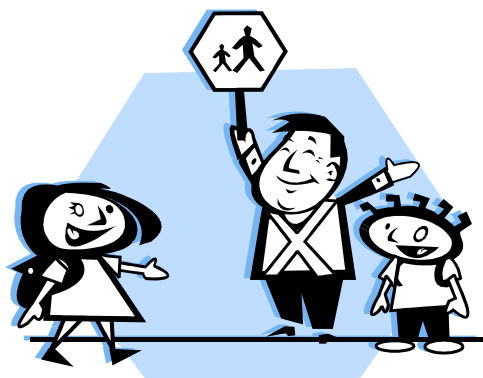
新たなコミュニティづくりに

町内会(自治会)も自己改革で対応

昭和46年(1971年)には、自治省がコミュニティ施策(コミュニティに関する対策要綱)を開始し、全国に83箇所のモデルコミュニティ地区を指定しました。

しかし、例外的な地域を除いて町内会(自治会)は解体せず、行政との相互依存関係は引き継がれており、町内会(自治会)のもつ地域代表性は失われずに残りました。

この新たなコミュニティづくりは、多くのところでは既存の町内会(自治会)と新たな関係づけを行い、そのなかで町内会(自治会)も同時に改革することで、コミュニティづくりの推進が課題となっていました。



法人格の取得が可能になった

町内会(自治会)

本来、町内会(自治会)は民法上における権利能力なき社団、つまり任意団体でしたが、地域コミュニティの重要性が認識されてきたこともあり、平成3年(1991年)に地方自治法第260条の2で「地縁による団体」と規定され、法人格を取得し団体名義で不動産登記を行うことができるようになりました。

少子高齢化や人口減少で

町内会(自治会)のあり方が問われる時代に

町内会(自治会)は地域住民相互の協力により、町内清掃、お祭り、親睦行事、葬式等の相互扶助を主な目的として活動してきました。

もともと町内会(自治会)は、任意団体のため加入の義務はなく、もちろん強制もできないことから、単身者世帯、不在がちな世帯、転入世帯等では加入しないケースが多く見られるようになってきました。

また、地域の相互扶助の分野にも福祉・営利法人が参入する時代となり、さらに、少子高齢化や人口減少とも重なり、加入率の低下傾向とともに、今後の町内会(自治会)の運営及び活動のあり方が問われる状況になってきています。

1. みんなができることを分かち合い、みんなのまちをつくろう

そして今、これから、なぜ自治会なの？

社会・生活環境が変化し、少子高齢社会への対応などで、家庭での悩みは増えるばかり。助け合いの心が失いかけている今、地域社会とは何かを改めて問い直す時期に来ています。

■ 近所のみなさんとのお付き合いはありますか？

自治会を見回して見ると、様々な生活スタイルの人が、それぞれの価値観を持って暮らしていることに気づくと思います。

「向こう三軒両隣」の近所付き合いがあった昔の生活と違い、現在の私たちの生活は、地域でのふれあいの機会が少なくなり、

隣近所の連帯意識が希薄になっています。

また、地域の活動や人と人とのつながりに無関心で、無関係を装う人がいるのも事実です。このまま、地域でのふれあいが失われてしまってもいいのでしょうか。

■ いざという時、身近に頼りになる人がいますか？

最近、子どもを狙った凶悪な犯罪が多発し、夢と希望を持ち、その実現を求める子どもたちと、それを願う家族の未来が奪われています。

そこで、地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守ろうと、「子ども110番の家」が設置されています。地域が一丸となり、「犯罪は許さない、子どもたちを守るんだ」という姿勢を示すことで、犯罪者が近づきにくい環境を作り上げています。

また、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の下から多くの人々が救出されましたが、そのほとんどが地域の自治会の人々によるものでした。

その後もバケツリレーによる消火活動や、高齢者の安否確認、避難誘導、復興活動は、地域の住民自らの自発的な活動により行われ、そして日ごろからの地域活動、自治会活動が活発な地域ほど、救出率も高かったと言われています。

凶悪な犯罪や大きな災害に立ち向かっていくには、各自がばらばらに行動しては、大きな効果は期待できません。住民が力を合わせ、組織的に活動することで最大の効果を得ることができます。隣近所はもちろん、地域での日ごろの備えをしっかりとしておくことが、いざというときの大きな力になるはずです。



2. みんなのまちにするために、自治会ができること

○自治会の持つ機能を知っていますか？

自治会にはたくさんの機能があります。地域を基盤に人と人を結び付け、助け合い、協力し合い、そして支え合うことなどを知ること、必要性も分かってもらえると思います。

■自治会の機能にはこんなものがあります

「相互扶助」機能

最も身近な生活の場である自治会を通じて、地域に住む人々が互いに必要なときに助け合い、協力し合うこと。

「生活環境の維持・改善」機能

ごみステーションや防犯灯の管理、地域の環境美化や清掃活動を通じて、住民が快適に暮らせるように、生活環境の維持や改善をすること。

「安全・安心」機能

住民相互の理解と信頼関係のもとで協力し合い、自主的に防犯活動、防災訓練、迷惑駐車対策などに取り組み、住民が安心して暮らせるようにすること。

「地域資源の保護・伝承」機能

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、様々な資源を保護・伝承し、魅力ある地域づくりを進めること。

「自治」機能

地域住民のニーズを反映した、住みよい地域社会を実現するため、地域が抱える課題・問題について地域住民自らが把握し、協力して解決すること。

「親睦」機能

地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、住民同士の交流をさらに広げ、住民相互の信頼関係や安心感を育むこと。

3. みんなの地域づくりを、みんなで参加してつくる

○ まずは自治会に入り活動に参加しよう

地域づくりには、みんなの参加が始まりです。まずは自治会に入会して、住民として地域のことに関心を持ち、いろいろな行事に参加することが大切です。

■ 自治会活動への参加

地域には、様々な能力や経験を持っている人たちがいます。多くの人が参加することが、活動を活発にするコツではないでしょうか。

「ちょっとだけ」の
きっかけを大切に！

自治会の活動にたまたま参加したことで、活動したことの達成感や、今まであいさつ程度だった人たちと盛り上がることもあるはず。「少しなら地域のお手伝いができるかな」、そんな気持ちが芽生え、いつの間にかいろいろな活動に参加してもらえたらいいですね。「ちょっとなら...」「私にできることなら...」と思っている人は多いはずです。

お父さんたちにも
参加の呼びかけを！

「仕事で疲れてそれどころでは...」「地域のことは母親に」など、自治会の活動に一番縁遠いのはお父さんたち。でも、活動に大きな力を与えてくれるのもお父さんたちです。「子どもと一緒になら出てみようかな...」という心理をつかみながら、子どもたちの活動にちょっとしたお手伝いをお願いしたり、家族で参加できる活動を工夫したり、お父さんたちに気軽に参加してもらえるようにしてはどうでしょう。

引っ越してきた方には
あいさつ状を！

新しく引っ越してきた人のために、自治

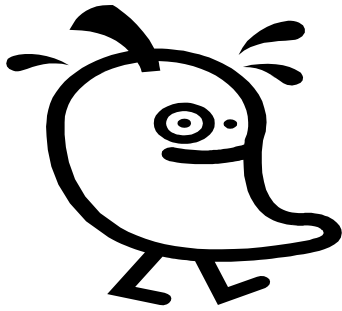
会長、班長の名前や連絡先、ごみの出し方などを書いたあいさつ状を作っていますか。「不明なことがあれば遠慮なく連絡を」と、班長さんが持参して活動内容などもお知らせすると、自治会の大切さを理解して加入してくれるかも...。

協力してもらった人に
感謝の言葉を！

活動の後に、協力してもらった人や頑張った人には、自治会の広報紙で感謝の言葉を掲載してはどうでしょう。次の機会の励みになり、ほかの人には「今度は協力するよ」と言葉を掛けてもらえるかもしれません。「ありがとう」と言われると、人は嬉しいものですよね。

仕事は分担を！

役員だけで活動を行うのは大変な負担です。自治会長が司令塔となり、みんなに役割を振り分けて、多くの人の協力を得て仕事をすれば、一人ひとりの負担も少なくてすみ、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合うことができます。「次はこんなこともやってみよう」など、みんなのやる気につながっていくと最高ですね。



■ 会長としての6つの心がけ

自治会は、子どもから高齢者まで、また男性、女性、外国人、障がいのある人など、様々な人で構成された組織です。その代表である自治会長の役割は大変重要です。

自治会の活動を進めていく上で、自治会長のみなさんは下記のようなことを心がけているようです。

自分の行動や言動には責任を持つ

自治会活動は自発的な活動です。仕方なく引き受けたとしても、一旦引き受けたら責任を持ってやり遂げましょう。

プライバシーは必ず守る

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。

興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは絶対に守りましょう。

一人で抱えずに、みんなで分担する

自分一人で抱え込まずに、みんなで仕事を分担することが大切です。

それぞれの得意分野でお互いに仕事を分担し合いましょう。

幅広い住民参加のための工夫をする

自治会活動には、住民の総意が常に反映されなければなりません。

多くの住民の参加を得るために、時にアンケートを行い住民のニーズや関心

をつかみ、創意工夫に努めましょう。

相手の立場や考え方を尊重

自治会活動を進める上で、何よりも民主的な運営が求められます。

会員の一人ひとりが十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合った上での活動を心がけましょう。

子どもたちもまちづくりに参画させる

子どもは子どもなりに地域に対する考え方を持っています。

その考え方を聴いたり、子どもが参画することで、大人も改めて自治会活動を見直す機会が得られます。

【資料編に掲載】

自治会加入の案内状（例）

32ページ参照？

新規転入者へのあいさつ状（例）

33ページ参照？

4. みんなで力を合わせて活動しよう

○自治会はどんな活動をしているの？

自治会は、住みよいまちをつくるため、年間を通して、住民同士のふれあいや交流のための活動や、地域課題の解決に向けた活動などを行っています。

■活動の内容は？

自治会の活動は、地域によって違いますが、おおむね次のようなことが行われています。

住民のふれあいや交流のために

住民同士がふれあい、交流する場として、様々な行事を行っています。

例えば...

- ・運動会などのスポーツ活動
- ・文化祭などの文化活動
- ・夏祭りなどの地域のまつり
- ・世代間交流などの交流活動
- ・敬老会の開催
- ・地域への広報活動



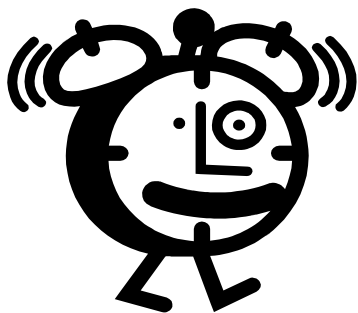
地域課題や問題の解決に向けて

地域の課題をみんなで話し合い、協力して解決に取り組んでいます。

例えば...

- ・パトロールなどの防犯・防災活動
- ・防犯灯の設置及び維持管理
- ・交通安全に関する活動
- ・子どもや青少年の育成活動
- ・高齢者などへの福祉活動
- ・資源物回収などのリサイクル活動
- ・公園、道路などの清掃活動





■気を付けたい「個人情報の取り扱い」

住民の情報を集めたり、名簿を作成することは、自治会が活動を行う上で重要な作業です。しかし、これらは「個人情報」なので、取り扱いを誤ると作った名簿が悪用されるなど、住民の権利や利益を侵害することになりかねません。次の点に十分な注意が必要です。



取り扱いには注意!!

- 個人情報を集める時は、利用目的を明確にし、集めた情報は目的以外に使わない

例えば...敬老記念品の贈呈対象者名簿を、健康教室の案内に使ってはいけません。

- 本人の同意なしに、個人情報をほかの人には渡さない

例えば...自治会の会員用に作った名簿を、本人の同意なしに、会員以外の人に渡してはいけません。

- 個人情報が書かれているものを、不用意に多くの人が持たない

例えば...高齢者の安否確認のための情報を、町内に住む人全員が持つ必要はありません。保管場所や持っている人を決めることで、みんなの信頼が得られ安心感が生まれます。

「個人情報保護法」と自治会

平成 17 年 4 月に全面施行された「個人情報保護法」は、5,000 件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象にしています。そのため、取り扱う個人情報の量が 5,000 件未

満の自治会は、この法律の対象にはなりません。また、自治会が住民の名簿を作ることは、これまで通り可能で、この法律で禁止されるものではありません。

しかし、法律が直接適用されなくても、個人情報がプライバシーにかかわる大切なものであることに変わりはないので、自治会名簿についても、以下の点に十分留意して、慎重に取り扱ってください。

あらかじめ情報の利用目的を特定し、目的の範囲内だけで個人情報を取り扱う。

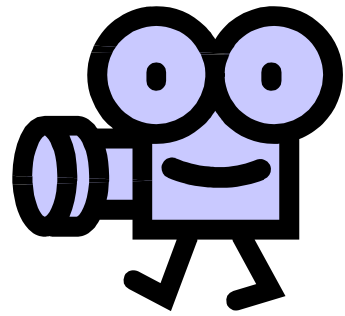
個人情報は適切な方法で取得し、取得の際は本人に対して利用目的を通知、公表する。個人データは、正確かつ最新の内容を保つように努め、安全管理措置を講じる。

あらかじめ本人の同意がなければ、個人データを第三者に提供してはいけません。

個人データの利用目的を本人が知ることができる状態にしておき、本人の求めがあれば、開示・訂正・利用停止などに応じる。

苦情の処理に努め、処理体制を整備する。

以上、個人情報についてはみんなが安心し、納得できる取り扱いを心がけてください。



■ 自治会の 1 年

多くの自治会では、4月から5月にかけて行われる総会で、1年間の事業計画や予算が決まり、1年の活動が始まります。

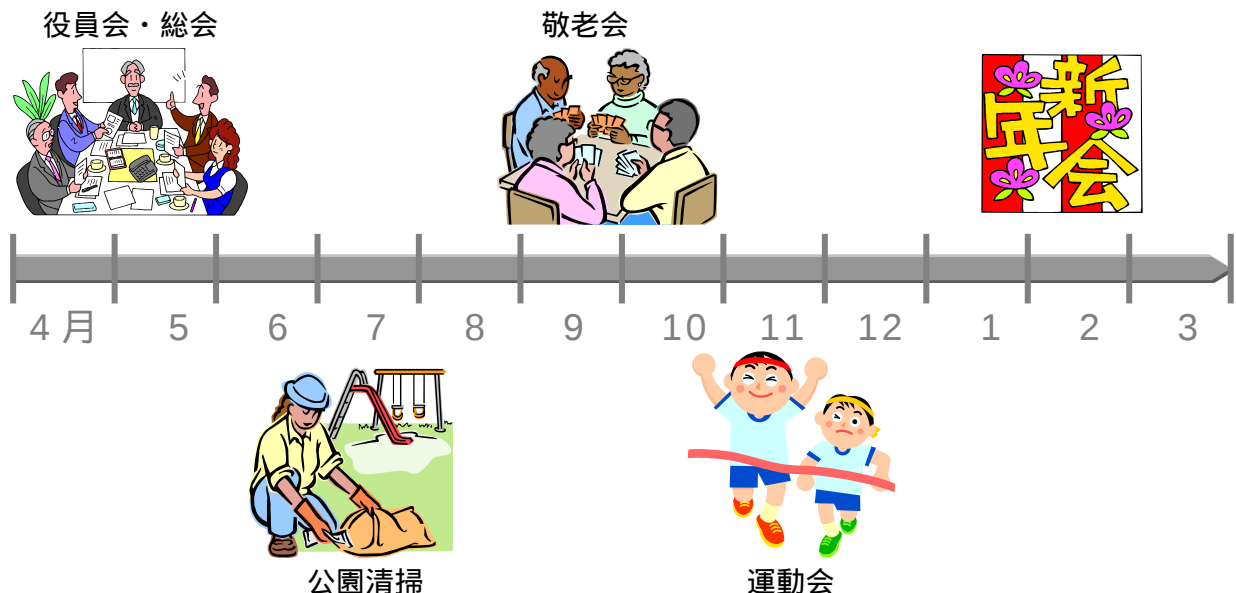
春先は、役員会や花見など、多くの会合が開かれています。夏から秋にかけては、夏祭りや体育祭、旅行会など、自治会のメイン行事が行われ、新年になると新年会なども開かれています。

また、敬老会や子どもを対象にしたスポーツなども行われています。

このような、住民のふれあいや交流を深める行事のほか、資源物回収、公園・道路

などの清掃活動、健康づくりや地域での福祉活動も行われています。

最近では、地域の治安の向上を目指し、自治会では、夜道を安心して歩けるように防犯灯の設置や管理のほか、子どもたちを不審者から守る子ども110番の家の設置や、年末の夜間パトロールなど、犯罪や交通事故のない、安心して暮らせるまちづくりにも取り組んでいます。



【資料編に掲載】

 自治会などへの支援メニュー
自治会関係役場窓口一覧

53～57ページ参照
58ページ参照

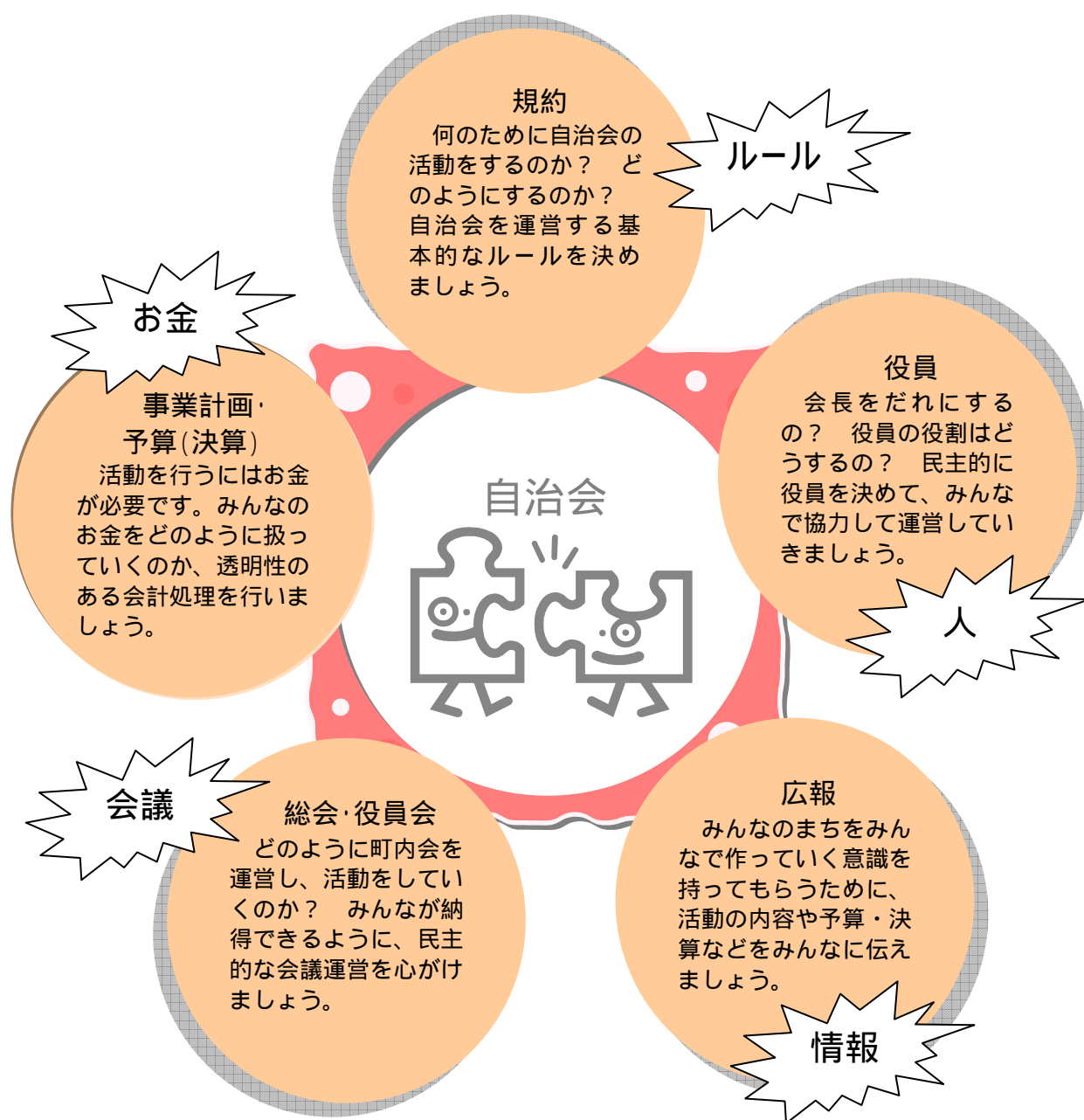
5. 自治会をしっかりと運営していこう

自治会を運営するための道具箱

多くの人々が参加する自治会活動には、住民に開かれたしっかりとした組織運営が大切です。民主的な自治会運営に欠かせない、基本的な内容を紹介します。

■ 自治会の運営に必要なものは？

それぞれの自治会により、運営の方法は様々です。みんなが参加する自治会の組織運営に必要なものを紹介します。



5. 自治会をしっかり運営していこう

規約をつくろう

様々な考えを持った住民が組織を運営するにはルールが必要です。活動しやすい自治会にするために規約を作成しましょう。規約づくりは開かれた自治会運営の第一歩です。

■ 規約が必要な訳は？

みんなで活動するときには、どんな活動をするのか、活動費はどれくらいにするか、役割分担をどうするかなどの取り決めが必要です。

これは自治会でも同じことです。住民の範囲や会費などをきちんと文章化しておくことで、会員みんなに分かりやすく開かれた運営ができ、住民の参加が促されます。

特に、引っ越しなどで新たに加入する住民は、どんな自治会なのかが分かったら、安心して参加できます。

また、年間の活動計画などを決める総会や役員会のルールを決めておくことで、会

長をはじめとする役員の皆さんも、責任を持って、運営や活動に取り組むことができます。

規約をつくり、規約に基づいた活動を行うことで、住民相互の信頼関係が生まれ、会員のだれもが活動に参加する基盤を作ることができます。



規約があれば自信を持って活動できる！

ある市町のことですが、「私が会長に就任したとき、実は規約がなく、集めた自治会費を何に使うかは会長の判断でいいよといわれ、どうしたものか困ったことがある」という話を聞きました。

確かに、集めた会費をどう使うか、会議はどう進めればいいのか、役員はどう決めればなど、分からないことばかりで苦労したことと思います。そんなとき、規約をつくり、自治会の組織や活動内容についてきちんと決めておけば、そんな悩みも解消したはずですよ。

その会長さんはまず、他の自治会の規約を参考に見せてもらい、役員の皆さんと相談して総会を開き、規約のほか、1年間の予算と事業計画書も作り、現在の自治会活動の基礎を作り上げました。

「あのときは大変だったけど、周りの自治会長さんにお世話になりながら、しっかりとした規約を作ったお陰で、自治会の運営もうまくいっているよ」と、話してくれた笑顔には、苦労した甲斐があったなあという思いが伝わってきました。



■規約に盛り込む内容は？

自治会活動のルールとしての「規約」には、以下のようなことが盛り込まれています。

目 的

会の設立趣旨を示し、活動を行う基本理念というべきものです。具体的には「住民の福祉と相互の親睦」や「互いに支えあい、明るく住みよい地域づくり」などが挙げられます。

事 業

目的を達成するための事業を分野別に掲載しましょう。例えば「会員相互の親睦」「防犯・防災」「環境・リサイクル」「保健・衛生」などが挙げられます。

名 称

自治会の名称を掲載しましょう。

区 域

できれば、自治会の区域を掲載しましょう。例えば「住宅地図等で範囲を表示」します。

事務所の所在地

会長宅などが多いようです。

構 成 員

原則として、「区域内」の住民及び事業所（商店、会社など）が対象となります。

役 員

代表者の「会長」は、必ず決めましょう。他に会長を補佐する「副会長」や、金銭出納などを担当する「会計」、会計を監査する「監事」が一般的です。

会 議

全会員が出席する「総会」をはじめ、「役員会」などの開催時期、招集方法、定足数、議決事項を会議の種類別に掲載しましょう。

会 費

活動の資金です。「1世帯あたり月額○○○円」と金額を掲載する方法や、「総会で金額を決める」と掲載し、毎年決定する方法があります。

【資料編に掲載】

自治会規約（例）

35ページ参照

5. 自治会をしっかり運営していこう

役員を決めよう

自治会活動を効果的に、円滑に進めていくには、会長をはじめとした役員による執行体制の役割が大切です。皆さんの代表である役員は、十分話し合って決めましょう。

■ 役員

会長

会長は、自治会の代表者で全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員や住民がそれぞれの立場で十分に力を発揮できる環境をつくり、多くの人の関わりにより、自治会活動を活発にしていけることが大切です。

副会長

副会長は会長を補佐し、会長が不在の時などはその職務を代行します。会長と十分連携して自治会の運営を行います。

書記・事務局長

書記は、会議の記録やその他事務全般などを受け持ちます。改めて書記・事務局という役職を設けずに、総務的な他の役員（総務部長）で役割を分担している場合が多いようです。

会計

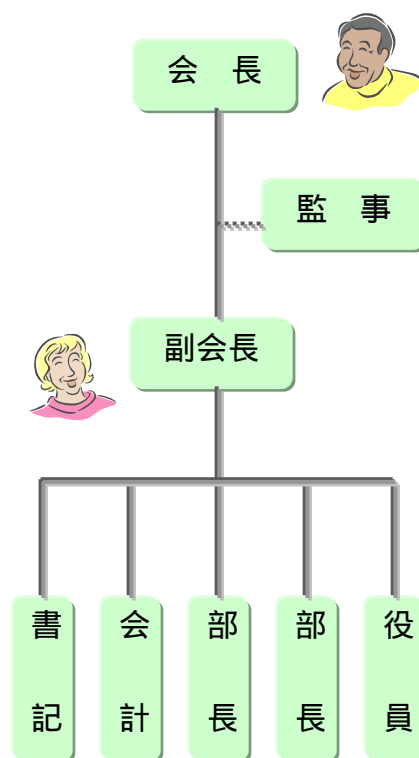
会計は、自治会のお金の出し入れに関する事務を行い、必要な書類を管理します。予算の適正な執行が住民の自治会への信頼につながります。

監事

監事は自治会の会計や事業の実施状況をチェックします。予算や事業の執行が会の目的に沿って、適正に進められているかどうかを確認するのが役割です。

その他の役員（部長）

自治会はいくつかの班に分かれているので、そのまとめ役として班長を置く場合が多いようです。また、総務、厚生、交通安全、防犯・防災、環境、女性（婦人）、体育、子どもなどの各分野の部長を置く場合も多くあります。



■ 任期

会長の任期は、一般に「2年間」が大半を占め、「再任は妨げない」としているところが多いようです。ほかの役員の任期は、1年間や会長の任期に準じているところが多いようです。

交代時期については、会の運営が滞らないように、すべての役員が交代するのではなく、役員が半分ずつ交代したり、役員経験者が引き続き相談役や顧問などを引き受けたりする場合があります。

■ 選出

役員は、立候補や選考委員会が候補者の選出を行った後、総会で投票や承認により決定しています。また、班から選出された班長の中から互選により役員を選出し、総会において承認するなど、様々な選出の工夫がされています。

いずれにしても、地域の状況に合った民主的なルールにより役員を選出し、会員の一人ひとりが役員の気持ちで活動に参加していくことが大切です。

■ 役員会

役員を中心に役員会を構成し、総会の議決に従って会を運営していきます。そのほか、地域の実情に応じて班長会や専門部会などの会議があります。

役員会や会議を行った時は、開催日時や場所、出席者、議事の経過・議決事項などを記載した議事録を作成しておきましょう。

後継者を育て、新しい発想で！

他市町での規約に「会長の再任は2回まで」という規定を盛り込むことで、いろんな人が会長になり、新しい発想を取り入れた活動を発展させていこうとしている自治会もあります。

多くの人が活動に関わることで、後継者の育成にもつながります。それに、前もって「いつまで」と決めておくと、確実に次の人に引き継げるため、後継者探しで苦労している話を聞くと、一つの方法がかもしれません。

引き継ぎはメモや写真を活用！

役員や担当者が代わっても運営が滞らないようにするには、引き継ぎが大事です。役員は役職ごとに専用のファイルを作り、資料や記録をとじて後任者に渡すようにしましょう。

また、行事を行う時はそれぞれの作業を担当した人が、手順や準備した品物、「食器が足りなかった」などの気づいたことをメモした報告書を作ったり、料理の盛りつけや会場の設営状況など、細かいところまで写真に残しておく、交代後の役員がとても助かります。

だれが担当しても前回の状況が分かり、教訓を次に生かすことができるため、この引き継ぎ方法はぜひ採用してほしいと思います。

役員にも多くの女性の登用を！

男女平等参画時代ではありますが、町内会長や役員の年代のせいもあるかもしれませんが、女性の役員はまだ少ないのが現状のようです。

地域の課題や問題は生活に密着したテーマが多いため、実際の活動には女性の方が多く参加しています。役員会議も、実践者の立場からの意見が出るとより活発になるのでは。ぜひ、女性の皆さんが役員として参加しやすい環境づくりも進めてほしいものです。

5. 自治会をしっかりと運営していこう

1 年間のスケジュールを決めよう

自治会の運営や活動を確実に進めるには、財政の確立が大切です。自治会活動の方針となる事業計画と予算の編成・執行、決算を行い、適切な財政管理をしていきましょう。

■ 事業計画

事業計画は、自治会活動をどのように進め、自分たちのまちを住みよいまちにしていくかを具体的に示すものです。また、住民が活動の目的や内容を共有し、連帯して取り組むためにも必要なものです。そのため、事業計画の策定にあたっては、できるかぎり多くの意見を聴き、みんなが参加できる事業内容や実施方法を工夫するなどの配慮が必要です。

■ 予算・決算

予算は事業計画に基づいて編成します。予算は、会員から集めた大切な会費の使い道を示したもので、会員の納得が得られるように、正確で分かりやすい内容に作りましょう。

決算は1年間の収支を明らかにするもので、会計年度が終了した時には、ただちに決算書を作成します。決算書には証拠書類や預金通帳などを添えて監査を受け、総会に報告して承認を得なければなりません。

■ 会計

会計は、自治会活動に伴う収入・支出を管理し、帳簿に記録するとともに、領収書などの証拠書類を整理・保管します。また、現金や預金通帳の管理なども行います。従って、会計の仕事には正確性が求められます。

期間は、4月1日から翌年3月31日に設定している自治会が多いようです。

事業計画の策定手順

1 前年度の反省や実態を把握し、話し合いにより取り組むべき事業を決定しましょう。

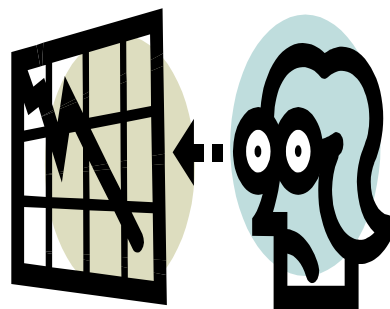
2 それぞれの事業の目標を立てましょう。

3 事業の内容や活動方法、回数などの進め方を決めましょう。

4 学校など、他の事業との調整を考えましょう。

5 事業を実施していくための予算を検討しましょう。

6 年間の事業計画、さらに月別の事業計画を作りましょう。



■ 監査

監事は、予算や事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会に報告します。監査は、会の目的に沿って事業が進められているかどうかを確認するためのものです。

監査の中で、不適切な会計処理の問題などがあれば、その改善方法について口頭または文書により、総会などで勧告することになります。



監査の留意点は...

- 帳簿や決算書の金額に記入や計算の誤りはないか。
- 帳簿や決算書の金額と領収書などの証拠書類の金額は一致しているか。
- 領収書などの証拠書類はすべてそろっているか。
- 決算書の収入・支出の差引残高（繰越金）は通帳残高等と一致しているか。
- 切手などを購入した場合、その使用状況を記載した帳簿があるか。帳簿上の残枚数と切手などの残枚数は一致しているか。
- 備品を購入した場合、購入年月日、備品名、数量、単価、保管場所などを記載した台帳、現物があるか。
- 会館の土地や建物の登記関係書類は保管されているか。
- 積立金調書の金額は、定期預金調書や現金などの額と一致しているか。定期預金調書や現金はあるか。

【資料編に掲載】

事業計画書（事業報告書）例 1、2	39 ページ参照
予算書（例）	40 ページ参照
決算書（例）	40 ページ参照
監査報告書（例）	43 ページ参照

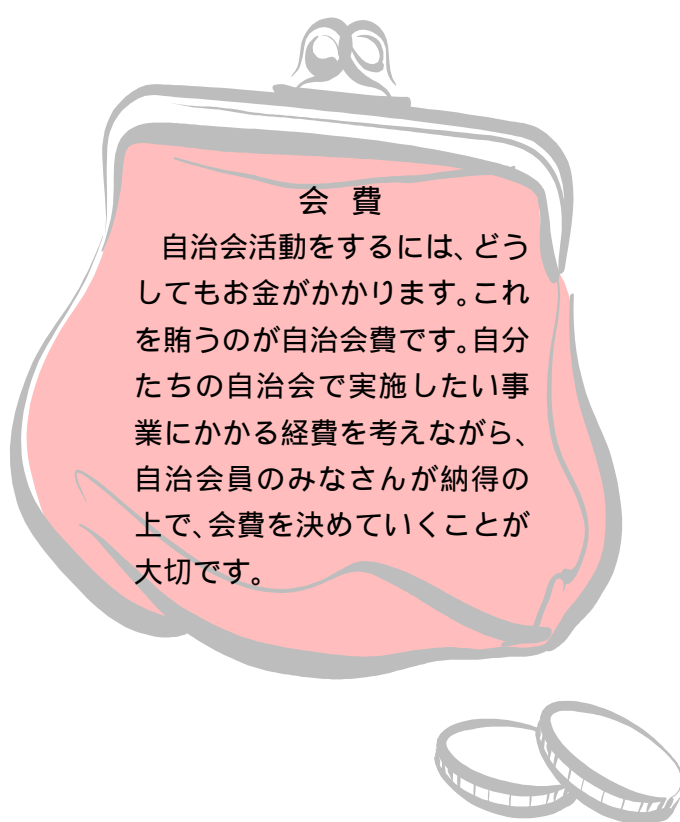
5. 自治会をしっかりと運営していこう

適正な会計処理を心がけよう

自治会の活動にはお金が必要です。収入の中心は、会員の皆さんが納めた大切なお金（会費）です。皆さんが納得いく、分かりやすい適正な会計事務を進めていくことが必要です。

■ 収入

自治会の収入は、会費が主要な財源です。その他に、資源物回収・バザーによる収益金、寄付金などで賄われています。



収入処理の手順

- 1 収入科目ごとに帳簿を整理し、収入の明細（収入年月日、金額、収入先、単価、人数など）を記入します。
- 2 収入の証拠書類を日付順に整理し、保管します。
- 3 収入した現金は速やかに預金し、できるかぎり手元に現金を置かないようにしましょう。
- 4 預金した後は、通帳の金額と帳簿に記載した金額に違いがないことを確認しましょう。

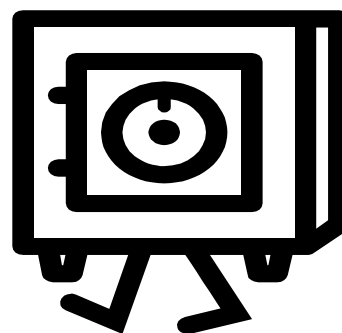


一口メモ

基金などの処理

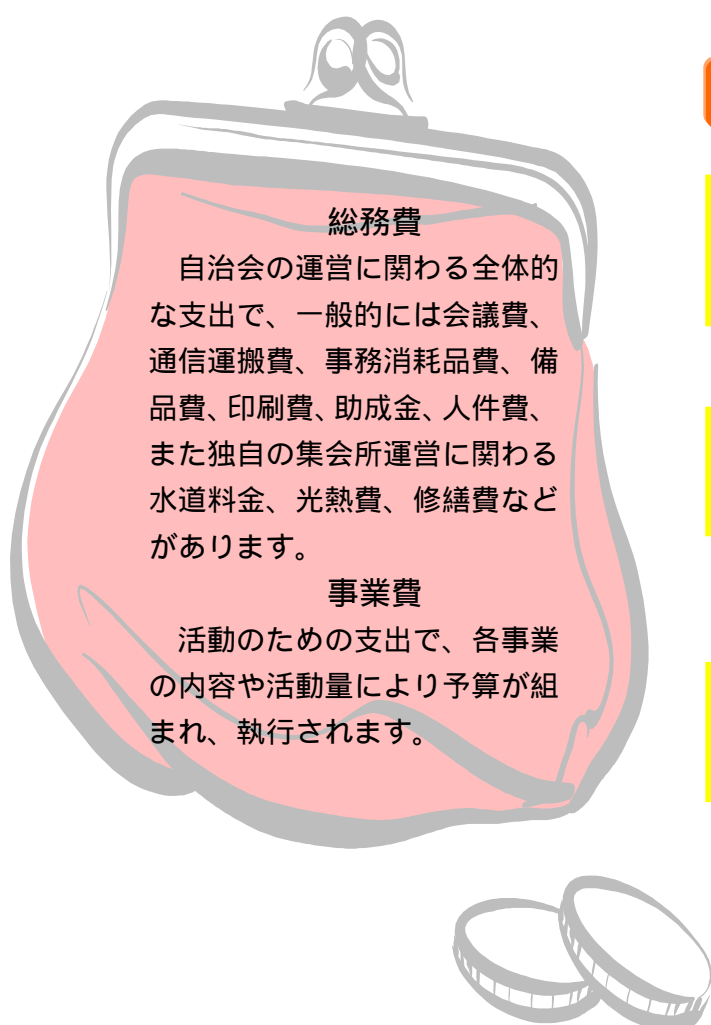
将来の備品等の購入に備えて予算の一部を積立金に回すことがあります。この場合は、積立金の調書を作成します。

このように、特別の目的のために計画的に積み立てていく資金は、必要になった時点で取り崩すもので、すぐに支出することはないので、定期預金などにしておくのが一般的です。



■ 支出

自治会の支出は、会の規模や活動の内容で異なります。支出は、総務費と事業費に大きく分けることができます。



支出処理の手順

1 支出科目ごとに帳簿を整理し、支出の明細（支出年月日、金額、支出先、購入品名、単価、数量など）を記入します。

2 支出の証拠書類（領収書、口座振替伝票など）を日付順に整理し、保管します。

3 領収書などの金額と帳簿に記載した金額に違いがないことを確認しましょう。

【資料編に掲載】

予算科目（例）
積立金調書（例）
会費徴収簿（例）1、2

4 1 ページ参照
4 2 ページ参照
4 3 ページ参照

5. 自治会をしっかりと運営していこう

総会を開こう

総会は、会員の総意で会の方針を決定する最高議決機関です。事業報告と決算、事業計画と予算、役員選出などの重要事項は総会に提案し、審議・議決を経ることが必要です。

■ 総会開催前の準備

● 開催通知

通知文には、会議の開催日時や場所、議題などを分かりやすく書き、開催の1ヶ月前までに、漏れなく通知しましょう。

併せて、委任状のほかに会議資料も事前に配布すると、会議が効率的に進みます。

● 定足数の確認

規約に定められた定足数に達していないと会議は開けません。会員の総数と定足数を確認しましょう。

● 委任状

署名・押印のある委任状は、議決数にも影響します。提出された委任状の数、だれに委任しているかを確認しましょう。委任状を預かってくる出席者もいるので、前日までに提出された委任状に追加して集計しましょう。

● 議長や新役員候補者の選出

議長や新役員は、総会場で決めるのが原則です。

議長の立候補者が期待できない場合には、あらかじめ候補者の案を事務局で決めて、本人に伝えておく場合もあります。

役員の選出については、15ページ「役員を決めよう！」を参考にしてください。



一口メモ

委任状の取り扱い

委任された人が欠席の場合、その委任状は効力を持ちません。だれがだれに委任しているのかを把握した上で、出欠を確認しましょう。

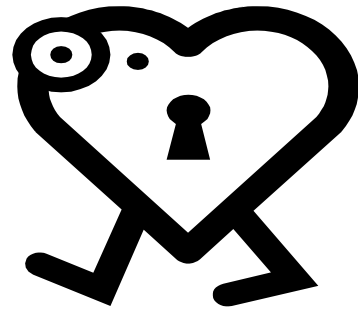
議決の際に、実際に出席している会員全員が賛成（または反対）であれば、委任状のあて先を確認するまでもなく、委任状を含む出席者全員が賛成（または反対）となります。

ただし、実際に出席している会員の議決が賛成と反対に分かれた場合には、委任状のあて先を確認し、賛成及び反対の数に委任状の数を加えます。

緊急動議の取り扱い

当日の議題に上がっていない事柄について出席会員から提案があり、その提案が他の会員から支持された場合は、軽易な事柄であれば会員の同意を得て協議し、議決してもよいでしょう。

ただし、重要事項については、意見を聴くだけにとどめ、必要であれば役員会で協議するか、次回総会または臨時総会で改めて議題に採り上げ、十分協議の方がよい場合もあります。



■ 総会の手順

開会

司会者は、役員の中の一人（例えば副会長）が行うのが一般的です。定刻になって出席者数が定足数に達した場合は、ただちに開会を宣言します。

会長あいさつ

開会と併せて会長が行う場合もあります。

議長選出

議長の選出には自薦と他薦があります。どちらの場合も出席者の同意を得ます。

定足数の報告・総会成立の宣言

議長は、出席者数（総会出席者と委任状提出者の合計）を確認した上で、定足数に達したため総会が成立したことを宣言します。

議事録署名人の選出

議事録には、議長のほか出席者の中から選出された2～3名の会員が署名するのが一般的です。

議案審議

第1号議案 前年度事業報告

第2号議案 前年度決算報告

第3号議案 監査報告

第4号議案 新年度事業計画（案）

第5号議案 新年度予算（案）

第6号議案 役員改選

1年間の活動実績、収支状況、監査結果についてそれぞれ報告し、質疑応答を経て議決を求めます。また、第1号から第3号までをまとめて報告した後、質疑応答を経て議決を求める場合もあります。

新年度の事業計画と予算についてそれぞれ提案説明の後、質疑応答を経て議決を求めます。

また、第4号と第5号をまとめて報告した後、質疑応答を経て議決を求める場合もあります。

役員改選は、まず、新役員の立候補者を募りますが、立候補者がいない場合は、選考委員会などで選出した候補者を紹介し議決を求めます。

閉会

【資料編に掲載】

総会出席票・委任状（例）

44ページ参照

議事録（例）

45ページ参照

議長となって会議をスムーズに進めるために

46ページ参照

5. 自治会をしっかり運営していこう

みんなに知らせよう

自治会活動に住民の関心を高め、住民相互の連帯感を作るため、地域のことや自治会の行事や動き、身近な問題を、分かりやすくタイムリーに知らせることが大切です。

■ 広報紙を作る前に

広報紙を作る際は、次の点に注意しましょう。

発行部数	回覧か各戸配布かで発行部数が異なります。
回数	活動をより知ってもらうために、定期的に発行することが大切です。
規格	紙の大きさには、A判、B判があります。縦長か横長か、記事は縦書きか横書きのどちらにするかを考えます。
編集委員	取材、原稿の執筆・収集、レイアウト、写真など、編集委員を複数決めて分担することが大切です。



■ レイアウトとタイトルの決定

レイアウト

枠組みとタイトルの位置を決めます。

読んでほしい記事、町内会員の皆さんが読みたいと思われる記事に優先順位をつけて、読みやすい場所から順番に割り付けましょう。

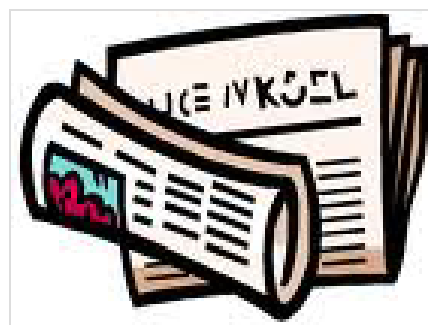
写真やイラスト、囲みなどを入れ、紙面全体を生きいきと読みやすく仕上げましょう。

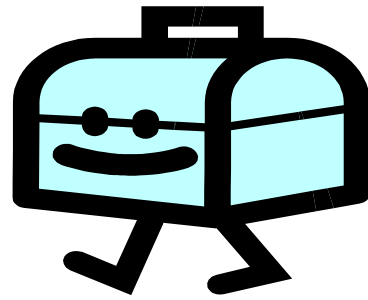
タイトル

広報紙の顔です。親しみやすく、広報紙の特色を表し、どこの自治会で発行しているかが分かるタイトルをつけましょう。

発行者、発行日

発行者や発行日、問合せ先は必ず記入しましょう。





■ 記事の内容

自治会や地域への関心を高める記事

年間の事業計画や報告、総会・役員会の報告、会計報告、行事や人物の紹介、専門部会の活動報告など

事業への参加の呼びかけやマナーなどを啓発する記事

運動会、夏祭りなどの行事や活動への参加の呼びかけ、ごみ出しのマナーなどの啓発記事など

住民参加の記事

住民のインタビューや投稿記事など

ぜひとも皆さんに お知らせしたい記事

自治会活動の主な収入源である会費の使いみちや、1年間の活動内容を皆さんにきちんとお知らせして、活動への関心を高めましょう！

事業
計画

予算
決算

役員名

広報紙作成の流れは...

編集委員で話し合って取材や校正などを計画的に行いましょう。

1 企画

特集記事など、掲載する記事の内容を決定し、おおまかにレイアウトを行い、記事のボリュームや写真の予定を立てましょう。

2 取材

事実を正確にメモしておきましょう。原稿を依頼するときは、内容や文字数、締切日などを具体的に伝えましょう。

3 記事

読みやすく簡潔な文章を心がけ、5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように)の要素を守りましょう。

4 編集

記事(原稿)が集まっているかを確認し、必要な写真などをそろえ、記事の内容や人名、地名に誤りがないかを確認しましょう。

5 校正

2人以上で行い、訂正はよく分かるように色を変えて行いましょう。

【資料編に掲載】

広報紙(例)

47ページ参照

6.わたしたちの自治会をチェックしてみよう

○あなたの自治会の自己点検をしてみよう!

自治会の『民主的な運営』や『会計の透明性の確保』を確認するにはいろいろありますが、民主的で開かれた運営のための一例を挙げましたので、チェックしてみてください。

■自治会の自己点検

●多くの住民の参加がありますか

- ☐ 子どもから大人まで、多くの住民が参加できるように心がけている。
- ☐ 地域のいろいろな団体の声を、幅広く取り入れている。
- ☐ 活動に応じて、みんなで役割を分担している。
- ☐ 役員には女性も含まれ、活動を活性化している。
- ☐ 役員は幅広い世代で構成され、活動を活性化している。

●民主的な運営をしていますか

- ☐ 会議や組織は、規約でしっかり明示している。
- ☐ 役員(会長、副会長、会計など)は、総会で選んでいる。
- ☐ 事業計画や予算、決算などは、総会で決定している。
- ☐ 総会や役員会などを定期的開催している。
- ☐ 総会などは、住民に公開している。



●会計の透明性を確保していますか

- ☐ 会計帳簿、通帳、領収書をきちんと整理保管し、住民に公開できるようにしている。
- ☐ 予算・決算は、できる限り詳しく、分かりやすく作成している。
- ☐ 「会計」と「監事」を置いている。
- ☐ 会費の徴収時に、領収書を発行している。
- ☐ 会費の金額や徴収方法は、規約で明示している。

●情報の公開に対応していますか

- ☐ 広報紙を定期的に発行している。
- ☐ 役員の名前や連絡先を、広報紙などで広報している。
- ☐ 予算と事業計画を、広報紙などで広報している。
- ☐ 決算と事業報告を、広報紙などで広報している。
- ☐ 会議の議事録(記録)を作成し、会員が閲覧できる。

いかがでしたか？
皆さんの自治会に合
った項目を加えたり、
省略して利用を！

7. 自治会の連合組織を見てみよう

○ 自治会連合会の役割って何ですか？

自治会連合会は地域を代表する町内で最大の団体ですが、みなさんには身近すぎてか、その大きな役割や機能が、案外知られていないように見えます。

■ 自治会連合会って何？

隣り合った自治会がお互いに連携・協力し、単位自治会では対応できない地域の課題に、広域的に対応するために組織されたのが、本町の自治会連合会です。

地区自治会連合会を基盤に
今年は設立5周年の節目の年

設立は旧虻田町と旧洞爺村が合併した年の平成18年8月4日で、今年は数えて5周年の区切りの年を向かえています。

現在、自治会連合会には虻田と洞爺の2の地区連合会があり、42自治会が虻田の24自治会と洞爺の18自治会がそれぞれの地区連合会に加盟しています。

地区連合町会の主な取り組みは、各地区の共同事業の開催のほか、自治会連合会の主催事業への参加や、安全・安心のまちづくりに関連した自主的な事業を企画実施するなど、協働のまちづくりの最前線で活動しています。

単位自治会のパイプ役として
自治会間の意見調整などが役割

自治会連合会は、自治会の「地域住民の相互扶助と福祉の増進を図り、明るく住みよい環境をつくる」という基本精神に立ち、自治会間のパイプ役として、会員相互の交流、情報交換、研修をとおして健全な自治会活動の発展に寄与しようとする組織です。

自治会連合会と単位自治会には、上下の関係があるように思われがちですが、あくまでも単位自治会の存在を前提にした連

合組織であり、単位自治会の自主性・独立性が損なわれることはありません。

そのため、自治会連合会は単位自治会の立場に立ち、自治会間の意見調整を行うことが大きな役割としてあります。



地区連合会	虻田地区	洞爺地区
事務局	社会福祉協議会内	同洞爺支所内
役場窓口	住民課	洞爺総合支所

■ 自治会連合会でできることは？

自治会連合会の役員は、2地区の連合会の代表12名により構成されています。



地区住民の共通認識を深め 地域課題の解決に対応

単位自治会では難しかった地域間の交流やイベントなどの開催のほか、町内の各地区の住民同士の連帯感や信頼感が深まります。また、情報交換や提供、意見調整を行うことで、地域の様々な課題に対する共通の認識を持つことができます。

最近では、自治会への加入減少対策や、地域課題としての子供や高齢者の安全パトロール、



一口メモ

自治会長や自治会連合会の役員が参加している審議会等ってどんなもの？

町の計画や事業の推進に当たっては、町民の声を聴き、意見や提言などを参考にしています。このなかには自治会からも代表者が出席して意見を述べています。

現在、自治会を代表して委員として参加している審議会等は次のとおりです。

（順不同）

- ・町まちづくり審議会
- ・地域新エネルギービジョン策定委員会
- ・虻田地区・洞爺地区地域審議会
- ・町災害時要援護者支援計画策定委員会
- ・町国民健康保険運営協議会
- ・町高齢者福祉懇談会
- ・町地域包括支援センター運営協議会
- ・町公害対策審議会
- ・廃棄物減量等推進審議会
- ・町国民保護協議会
- ・町青少年健全育成連絡協議会
- ・町表彰者審議会
- ・町社会教育委員 外

自主防災組織設置への対応など、全町的な検討課題が増加しています。

8. みんなで分担して新しい地域社会をつくろう

地域コミュニティでの自治会の役割は？

地方分権の大きな波は、自治体はもちろん、まちの中のさらに地域のあり方にまで及んでいます。地域コミュニティの再生がいわれる中、今後の自治会を考えてみます。

■自治会と 地域コミュニティの関係

自治会にはいろいろな考え方はありますが、原則は「地縁による団体」です。一定の地域内で居住及び営業するすべての世帯等が、その地域内で生ずる身近な問題に対処する「住民の自治組織」です。

自治会と地域コミュニティ組織を整理してみると、共通点では、その地域に住む人たちが温かいふれあいを通じて「住みよいまちづくり」を目的としていることです。この明確な目的があるため、職業も生活様式も異なる住民が協力し合うことができていると思います。

自治会や地域コミュニティ組織の活動は、私たちの生活において少子・高齢化が進み、地域社会での関係が希薄になり、住民同士の助け合い、支え合いの必要性が問われている現在、これらの組織及び活動が果たす役割が大きくなってきています。

■地域の様々な団体とともに

地域では、自治会、青少年や女性の関係団体やPTA、民生・児童委員、さらに目的ごとの学習グループや趣味を通じてのサークルなど、様々な団体がより充実した生活を送るため、住みよいまちづくりを目指して活動を行っています。

地域が一体で協力し合い
より良いまちづくりの大きな力に
一方で、急速な社会の変化に伴い、子ど



一口メモ

自治会と地域コミュニティの違いは何？

「自治会」と「地域コミュニティ」の違いは、次のように整理することができます。

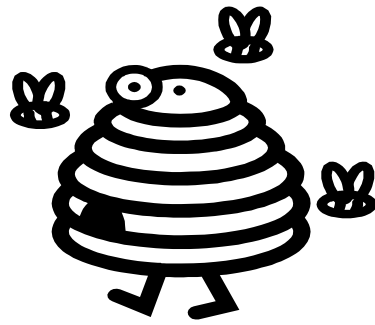
地域コミュニティ組織の区域の方が広域で、単位自治会も地域の各種団体と同様、地域コミュニティ区域内に含まれます。

単位自治会は、原則として世帯単位の加入ですが、地域コミュニティ組織は団体加入が原則です。

地域コミュニティは、生活の充実及び地域のふれあいを深めるための活動だけでなく、各種団体が協力し、単位自治会では解決が困難で、広範な地域課題の解決に取り組む組織です。

もの安全、防災、福祉、環境、子育てなど、広範囲で複雑な地域課題が増えてきています。

こうした課題に対応し、それぞれの団体やグループが別々に活動するのではなく、地域に暮らす人々が一体となり意見を出し合い、協力して活動を展開することが求められています。地域のみなさんが目的を共有することで、よりよいまちづくりに大きな力となっていくと思います。



■ 地域コミュニティの 中心にはやはり自治会が...

地域での様々な活動を基盤に、地域コミュニティは形成されていきますが、その中心的な存在はやはり自治会です。前にも書きましたが、各種団体やNPO、ボランティアなどが専門店なら、自治会はデパートというくらい、地域全体の課題や問題に対応しています。

自治会の悩みを克服し
話し合い協力し合うことから

しかし、自治会では役員の高齢化やなり手不足が、大きな悩みとなっているのも現実です。地域住民の多くが加入している自治会ではありますが、同じ地域の構成員であるボランティアや各種団体などとの連携なしには、今後の地域課題を解決していくことは難しくなっていきます。

多くの人たちが、多様な考え方や意識を

前提に話し合い、地域のためになる最大公約数を見つけ出し、みんなで協力し合うことが必要です。

地域コミュニティの運営には
粘り強い調整力とバランス感覚

かつて、地域の有力者が自治会長として睨みを利かせ、個人の力で決定してきた時代は過去のことになりました。

地域コミュニティの民主的な運営には、地域の暮らしを守り向上させたいという熱意と、多くの人々の意見を聴き、それを一つにまとめていく、粘り強い調整力とバランス感覚を持った自治会長が、今後の求められる姿ではないでしょうか。



8. みんなで分担して新しい地域社会をつくろう

地域コミュニティの再生を応援します

町は地域の皆さんの声に耳を傾け、共に考え、共に行動して、地域を応援していきます。役場を身近な存在として受け止めてもらい、地域での課題解決の取り組みを応援します。このようなことから、町では、地域にお住まいのみなさんと地域担当職員が一緒になって、生活に身近な課題の解決や地域のあるべき姿などについて、お互いの立場を理解しながら話し合い、さまざまな自主的な活動を応援するため地域(自治会)への担当職員を配置しています。なお、地域区分、制度の形態などの課題を検討するため当分の間は、試行による運用を進めます。

■自治会の実態をもっと知りたい

自治会のあり方とは？ これからの自治会は?と考えるとき、まず、今、自治会はどうなっているのか、どんな課題や問題を抱えているのか、何かが改善されたら大きく変化し、あるいは展開していくのでしょうか。

いずれにしても、実態をよく知らなければ

対応はできません。相互に連絡を密にして、情報交換を行ないながら、適切な対応

に努めていきます。



■声を掛けてもらえば伺います

町のPRや説明が十分でない場合、みなさんの誤解が膨らみ大騒動ということがよくあります。こんな時は、「来てもらって話を聞いてみよう」と、直接、町の担当課か地域担当職員に声を掛けてください。

直接話し合うことや分かりやすい資料を見ながらの説明は、お互いの理解が深ま

り、不要な誤解も少なくなります。そして何より、みなさんと町がいつでも話し合い、相談できる関係ができることで、問題解決の力が大きくなっていきます。



9. 身近で信頼される役場を目指します

○自治会の担当窓口は住民課です

町と自治会に関する手続きや書類のやり取りは意外とたくさんあります。ルールが分かれば事務作業もスムーズに進むはず。そこで、各種手続きをチェックしてみましょう。

■自治会や地域のことで分からないときは連絡を

自治会を担当する窓口がどこかよく分からないといわれます。そんなときは、まず住民課と覚えてください。

次に、道路のこと、公園のこと、清掃、高齢者、まちの安全など、具体的な内容に応じて、担当課(連絡先は、58ページに掲載)に直接連絡の上、相談してください。

自治会や地域に関することで、どこに連絡してよいか分からないときは、いつでも

住民課(☎74-3002)や地域担当職員にお問い合わせください。

なお、洞爺地区は、洞爺総合支所が(☎82-5111)担当窓口です。



■防犯灯設置助成金の申請には必要な資料の添付を

町から自治会に対する助成制度として、「防犯灯設置助成制度」、「住民自治組織報奨金制度」があります。町の所定の申請書に必要な資料を添付の上、提出をお願いします。なお、「町自治会運営費補助金制度」

は、自治会連合会事務局で単位自治会の申請を集約します。

いずれの助成も、設置実態がなく、活動実績がない場合には支給の対象にはなりません。



■町からの毎月1回のお知らせ(回覧便)にご協力を

町からののお知らせや各種の情報・資料提供に関しては、自治会のご意見を伺い、毎月10日(回覧文書あり)に総務課で取りまとめて、全自治会に発送しています。

ただし、町から緊急性のあるものや他の公共的機関からの文書は、月1回の回覧便とは別にお送りすることがありますので、その際はご協力をお願いします。